

高等学校卒業程度認定試験規則の一部を改正する省令について

1. 改正の概要

高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）は、高等学校を卒業していないことなどにより、大学等を受験できない者を対象として、学校教育法第90条第1項の規定に基づき、高校卒業者と同等以上の学力があるかどうかを認定するために行われる試験であり、その試験科目等は平成30年3月30日付けで改訂された高等学校学習指導要領（以下「新学習指導要領」という。）に基づいている。

「大学入学資格検定の見直しについて」（平成16年中教審答申）において、高校中退者等が受験しやすいように、ペーパー試験になじまない実技的な要素が強い教科を削減するなど、受験教科を精選することとされていることから、現行の試験科目は「国語」「地理歴史」「公民」「数学」「理科」「英語」の6教科で実施しており、「情報」については試験科目には入っていなかった。

しかし、社会情勢における情報化の進展や、令和7年1月の大学入学共通テストの出題教科に「情報」が新設されることなどを踏まえ、令和8年度から高卒認定試験の試験科目に「情報」を追加することとした。これに伴い、高等学校卒業程度認定試験規則（以下「規則」という。）の一部改正を行う。

2. 改正の主な内容

①試験科目の改正（別表）

規則第4条第1項において、高卒認定試験の試験科目を別表第一欄に定めることとされているところ、別表第一欄に試験科目「情報」を追加し、その属する教科を「情報」とする。

また、規則第4条第2項において、高卒認定試験の各試験科目は、対応する別表第二欄に定める高等学校の科目を履修した程度において行うこととされているところ、新設する教科「情報」に対応する高等学校の科目として別表第二欄に「情報Ⅰ」を定める。

②試験の免除に係る経過措置（原始附則第5条及び第7条、改正附則第2条及び第3条）

新学習指導要領の適用される前に高等学校に入学した生徒及び旧大学入学資格検定規程による資格検定の一部科目の合格者について、試験科目「情報」に相当する科目を修得又は合格している場合の、当該試験科目の免除について定める。

3. 施行日等

令和8年4月1日施行。

なお、新学習指導要領は令和4年4月1日に高等学校に入学した生徒から年次進行で適用されることから、改正後の規則は、令和4年4月1日以降に入学した生徒に係る教育課程の科目を履修したものに適用するものとする。